

静岡県告示第816号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区特別保護地区を指定したので、同条第4項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

令和3年10月29日

静岡県知事 川勝平太

1 名称

県立森林公園鳥獣保護区特別保護地区

2 区域

県立森林公園鳥獣保護区のうち林道尾野線とかえでの道との交点を起点として、かえでの道を南西進し、うぐいす谷広場に至り、同地点から同広場の西沿いの道を南西進し、水辺の散歩道に至り、同地点から同散歩道を南進し、西の谷奥池の南西隅に至り、同地点から西進して三方原用水を越え、西の谷線に至り、同地点から同線を北西進し、県道熊小松天竜川停車場線に至り、同地点から同線を北進し、林道尾野線に至り、同地点から同線を東進して起点に至る線で囲まれた一円の区域。

3 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分 身近な鳥獣生息地

(2) 指定目的 県立森林公園鳥獣保護区は、浜松市浜北区の市街地に隣接する天然のアカマツ林を中心とする森林地域であり、キジ、カワセミ、サンコウチョウ、カモ類等をはじめとする多様な鳥獣類が生息しており、県立森林公園として自然学習の場として活用されている。

当該鳥獣保護区の中でも、特に西ノ谷奥池周辺の区域は、アカマツの他にシイ、カシなどの常緑広葉樹等の暖帯の植物が生育しており、西ノ谷奥池周辺には、シラタマホシクサ、モウセンゴケ等の湿生植物も生育している。このような自然環境を反映して、サンコウチョウ、キセキレイ、セグロセキレイなどの鳥類やニホンリスなどの獣類が見られる。また、オオタカやハヤブサといった希少猛禽類が見られることがあり、冬にはマガモ、カルガモなどのカモ類が見られるなど、年間を通じて多様な鳥類の観察の場として重要な地域となっており、鳥獣の誘致及び鳥獣保護の普及啓発上重要な区域である。

このため、当該区域は、県立森林公園鳥獣保護区の中でも、特に保護を図る必要がある区域と認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。